

# 真庭北部クリーンセンターでの ごみの受入れ方法の変更について

令和6年4月より

## ごみ搬入に関する木製品などの 長さの制限について（条件緩和）



4月より、木製品及びプラスチック製品はそのまま搬入することができます。  
(これまで、木製品などは、長さ60cm程度（幅6cm程度）にカットしての  
搬入をお願いしていました。)

※ただし、剪定枝は引き続き60cm程度にカットしてください。

### 条件緩和対象となる品目（例）

タンス、机、ベッド、棚、こたつ板、すのこ、ビニール製トタン板、ビニールシート、ビニールホース、カーペット、畳、い草ござ、すだれなど

※詳しくはお問い合わせください。



令和6年4月より

## 金属類（大）収集対象の追加について

これまで、金属類（大）収集日には指定袋に入らない金属製品のみを収集しておりましたが、布団・家具類（重量が10kg程度まで、作業員がひとりで積載可能なもの）等の可燃性の粗大ごみについても収集対象に追加します。

## ※ごみの受入れの継続について

令和6年9月末で焼却場は閉鎖しますが、ごみの受入れは、今年度以降も引き続き『真庭北部クリーンセンター』で行います。

問い合わせ先

真庭北部クリーンセンター

TEL0867-67-2526